

被爆79周年原水爆禁止世界大会基調

1. 原水爆禁止をめぐる国際・国内情勢と課題

ロシアによるウクライナ侵攻が終結を見通せません。パレスチナ・ガザ地区では、イスラエルによる空爆など一方的で凄惨を極める攻撃によって、多くの市民、とりわけ女性と子どもの命が奪われ続けています。イスラエルでは閣僚が原爆投下を容認する発言がありました。アメリカ共和党議員からはガザ地区での戦闘終結に向けて「ヒロシマ・ナガサキのような」爆弾を使うこともあり得るといった核兵器使用を肯定的に捉える発言も聞かれます。これらに対して、日本政府は唯一の戦争被爆国として毅然と抗議し、核兵器使用を許さないという強い決意を行動に表すべきです。

私たちは、いかなる国の核実験・核使用・核による威嚇・戦術核の前線配備にも反対する原水禁の基本原則に則り、ロシアによるベラルーシへの核配備とウクライナ前線部隊への戦術核配備に抗議し、ロシアの核使用の威嚇・準備の中止と包括的核実験禁止条約（CTBT）脱退の撤回・復帰を求めます。そして、アメリカによる核開発のための34回目の臨界前核実験に抗議し、CTBTの早期批准を求めます。一方で、戦闘状態の長期化は国際関係の緊張をより一層高め、核兵器使用のハードルを下げる可能性もあることから、ウクライナとガザ地区における一刻も早い停戦と住民の安全な暮らしの実現を求めます。

4月13日、シリアにあるイラン大使館周辺にイスラエルが攻撃し、死傷者を出したことに對する報復措置として、イランがイスラエルに攻撃を行ったことが報道されました。核保有を否定しないイスラエル、高濃度ウランを蓄積するイラン、またイランの核開発を理由に、自らも核開発を進めようとするサウジアラビア。このような状況下での中東地域の不安定さが新たな核開発への衝動力を高め、核対立を招く事態は何としても阻止しなくてはなりません。

東アジアにおいては、中国を念頭に、米韓日の合同軍事演習が実施されるなど、台湾情勢を口実に軍事緊張を煽り、沖縄・南西列島・九州を中心とした全国各地の基地機能強化が進められています。4月訪米の際、岸田首相はアメリカ議会演説で「アメリカは一人ではない」「日米のつながりはグローバルパートナーとして強固になった」等、アメリカにより一層近づき、中国との対立構図を明確にするスピーチを行いました。アメリカと一体となって軍事力を高める「防衛力」は、対立をより深刻化させるだけになり、東アジアにおける平和と安定にはつながりません。私たちは、自衛隊の増強と日米軍事一体化等、国内総生産（GDP）比2%への防衛費増額、殺傷武器の輸出拡大等、「戦争できる国づくり」に反対し、軍事よりも生活を優先した政策を求めます。混迷度合いを深める国際情勢において、日本政府は憲法理念にあるように、対話による平和外交にこそ力を尽くすべきです。私たちは平和憲法のもと、「戦争準備」の改憲策動に断固反対し、軍事的な緊張を高める政策や、「有事」を煽る政策の見直しを求めます。

核兵器禁止条約（TPNW）の発効から3年が経ち、署名・批准する国が少しずつ増えています。世界第4位の人口であるインドネシアに加えてブラジルが、この条約への署名・批准に前向きな姿勢を示しているとされています。第2回締約国会議の中では、明確に核兵器の使用・使用の威嚇・核抑止・拡大核抑止（「核の傘」）など、核兵器に依存する安全保障政策を厳しく批判する姿勢が改めて示されました。そして、TPNWの基本的な考えの普及をはかり、締約国を広げるために、2025年3月の第3回締約国会議までに、「核兵器と核抑止」による安全保障の考えに異議を唱える論拠を、より明確に示す作業に取り組むことなどが提案されました。他方では、トランプ政権による中距離核戦力全廃条約（INF）離脱・失効（2019年8月）で唯一残った新戦略兵器削減条約（新START）は、2021年に5年間延長されたものの、ロシアが2023年に履行を停止し、アメリカも同条約に基づく核戦力データ共有を停止するなど実行力が失われつつあります。私たちは、核兵器国に核拡散防止条約（NPT）第6条に基づき、誠実に核軍縮交渉を行う義務を果たすよう強く求めます。日本政府にTPNW締約国会議へのせめてものオブザーバー参加、条約の即時批准・署名を求めます。そして、NPTおよび非核地帯諸条約等これまでの核

軍縮国際条約等と、TPNWが補完的に機能し、核兵器全面禁止に向けて核拡散防止と核軍縮が進むよう、国際社会での訴えを強めていく必要があります。

2. 脱原発・再処理、最終処分の転換に向けて

日本政府は、事故発生から13年が経過した現在においても、福島第一原発事故の収束が見通せず、原発事故被害者の生業・生活の再建も途上にある中、原発再稼働を進め、40年廃炉の原則を撤廃し、「原発依存度の低減」方針から「原発の最大限活用」へエネルギー基本計画を書き換えようとしています。2024年能登半島地震でも志賀原発に重大な損傷が生じ、家屋倒壊等の被害は11万棟を超え、道路が至る所で寸断されて孤立集落が多発しました。屋内退避も避難もできず、原発重大事故時の避難計画は完全に破綻したのです。柏崎刈羽原発では事前了解なく燃料装荷が強行され、女川原発では9月、島根原発は12月、東海第二原発では9月竣工後の再稼働に向けた動きが活発化しています。六ヶ所再処理工場でも「2024年度上期のできるだけ早期」の竣工が計画されています。私たちは、原発再稼働に反対し、六ヶ所再処理工場の閉鎖とプルトニウム利用政策の中止を求め、脱原発・脱再処理へのエネルギー政策の抜本的転換を求めます。第28回気候変動枠組条約締約国会議（COP28）での国際的合意である「2030年までの再エネ3倍化・省エネ2倍化」およびG7気候・エネルギー・環境大臣会合コミュニケにある「2030年代前半に石炭火力廃止」を文字通りに進めるためのエネルギー基本計画改訂を求めます。その下で、再生可能エネルギーの最大限導入と一層の技術開発を促す実効性のある政策と、エネルギー多消費生活を見直すライフスタイルの確立を両輪として、脱原発社会を実現していきたいと考えます。

福島第一原発事故でメルトダウンした核燃料デブリ約880トンの取り出しは目途が立たず、数グラムの試験的取り出しですら、当初計画の2021年内から2024年10月へ延期されています。デブリ取り出し用の敷地確保を目的としてトリチウム汚染水である「ALPS処理水」の海洋放出が強行され、2023年8月から6回、約4.7万トン、約7.3兆ベクレルのトリチウムと炭素14、ヨウ素129、セシウム137などの放射能約8.5億ベクレルが海洋放出されました。6月28日から7回目が始まり、年内にはさらに3回計画されています。敷地を空けてもデブリ取り出しは進まず、口実に過ぎなかったことは明白です。直ちに海洋放出を中止し、地上保管を継続し、地下水や雨水の建屋への流入を止め、トリチウムの減衰（半減期12.3年）を待つべきです。「ALPS処理水」を「汚染水」と呼ぶことが「風評被害」を引き起こすと喧伝し、原発事故を引き起こした「加害者」たる政府・東電が、あたかも「被害者」であるかのように「すり替え」られています。私たちはその論点ずらしを許せません。他方で政府は、「避難指示解除」から10年を目処に、避難地域等住民への医療費等減免措置を、2023年度から段階的に撤廃し始めました。国は、「原子力災害対策基本方針」に則り、「国策による被害者」である住民に対して「今後、直面するであろう『すべての』課題に対しても、国として正面から取り組むべきです。私たちは、医療費等減免措置を継続し、事故によって被曝させた全ての住民に、国の責任で生涯にわたる医療・健康保障を行うよう求めます。

原子力発電によって発生した使用済燃料や、再処理後の高レベルガラス固化体など、高レベル放射性廃棄物（核のごみ）の行き場はありません。北海道の寿都町と神恵内村に続き、玄海町も文献調査受入れを表明しましたが、北海道には核を持ち込ませないとする「核抜き条例」があり、佐賀県知事も「新たな負担を受け入れる考えはない」と強調しています。周辺自治体や住民からも不安の声が出ていることから、次の概要調査へ進める状況にはありません。そもそもこれだけ地震・火山活動の多い日本において、10万年も安定・安全に「地層処分」ができる適地などありません。

新たに核のごみを生み出す原子力発電を今すぐ停止し、すでに生み出してしまった核のごみについては、目が行き届く「地上保管」を基本に、その先の未来については広く議論を行いながら、脱原発を一日も早く実現したうえで、世代を超えた取り組みを検討していく必要があります。目の届かない地層処分を実施すれば、次世代にその問題を見えなくさせてしまう危険があ

ります。

原水禁は「核の商業利用」そのものから脱却し、核エネルギーに頼らない再生可能型の循環社会の構築に向けて、とりくみを強めていきます。

3. ヒバクシャ連帯と核絶対否定

厚労省によると被爆者の平均年齢は85歳を超え、その数も年々減っています。被爆者の高齢化はより一層進んでいます。被爆者は「国家補償に基づく被爆者援護法」を求めて長年たたかってきました。そして被爆者の権利として、医療支援や諸手当支給等「援護策」を勝ち取ってきました。しかし日本政府は、いまだに「援護法」に「国家補償」を明記しておらず、被爆者のたばかりは終わっていません。一方、これまで被爆者が自身の凄惨な体験を世界各国で語ってきたことが、核兵器使用を抑止する力となってきました。被爆者の真の救済は核兵器の廃絶の実現にあります。二度と同じ体験をしてほしくないという強く願う被爆者の切なる願いの実現に向け、日本政府をはじめとした世界各国は、真摯にその声に耳を傾け、核軍縮への具体的な行動をもって実現をめざしていくべきです。

長崎には、旧長崎市の外で被爆したため被爆者とみなされず、いまだに被爆者健康手帳を取得できない、いわゆる「被爆体験者」と言われるみなさんが、裁判を通して被爆者の認定を求めてたたかっています。広島では「黒い雨」裁判によって、その地域にいた人々は被爆者と認定されました。しかし、長崎では同じ状況であったにも関わらず、国は認定しようとしていません。同じ国の制度下で生活する住民への差別であると言えます。長崎県・市から降雨等の有無の再調査を求められた厚労省は、祈念館の中にある被爆体験記3744件のうち、雨に関する記載が41件、飛散物に関する記載が159件あったことを確認したものの、「今回の雨や飛散物の記述の有無によって、降雨等を客観的事実として捉えることはできなかった」という結果を公表し、あくまでも広島との違いを強調しています。この調査結果から改めて明らかになったことは、国の事業である「被爆体験者」制度を改めるつもりはなく、「被爆体験者」を救済するという視点がまったくなくことです。これまでも原水禁は繰り返し「被爆体験者」は被爆者だと訴えてきました。科学的根拠もない単なる行政区域の線引きによって、長く差別的状況に置かれ、苦しんできた「被爆体験者」のみなさんは、今すぐ救済されなければなりません。これ以上問題解決に時間をかける猶予はありません。この問題を理解する市民と原水禁運動によって、一刻も早い政治解決を促していかなくてはなりません。

被爆の遺伝的影響を「否定することはできない」とされる中、被爆二世・三世のみなさんが健康不安や健康被害を訴えています。全国被爆二世団体連絡協議会（二世協）は、「被爆二・三世問題の所在を社会的に明らかにし、全ての被爆二世を援護の対象とすること」をめざして裁判をたたかっています。しかし、国は一貫して「遺伝的影響は明らかになっていない」「二世への医療支援等の援護は必要ない」という姿勢を崩していません。動物実験などの研究においても、放射線の遺伝的影響は報告されています。原水禁は、原爆放射線の遺伝的影響を否定できない被爆二世・三世にも被爆者援護法の適用を求めてとりくむ二世協の運動と連帯します。また、被爆者の高齢化が進む中で、被爆二世・三世はその意志を引き継ぎ、核廃絶をめざし、再びヒバクシャをつくらない運動にとりくんでいます。原水禁はこの運動も支援していきます。

核被害者＝ヒバクシャは、核の軍事利用からも、「平和」・商業利用からも生み出されます。広島・長崎の原爆被爆者をはじめ、植民地支配等によって核実験被害を押しつけられた太平洋諸島等の人々、ウラン採掘・濃縮・プルトニウム生産・再処理等、核兵器製造の各工程、および核施設の除染や核廃棄物の処理・処分に従事する被曝労働者、またこれらの核施設周辺の住民等、核の軍事利用によって、多くのヒバクシャが生み出されてきました。同様に、核の「平和」・商業利用においても、チェルノブイリやフクシマの原発重大事故被害等、原発や核燃料サイクル等によって、多くの労働者・住民が被曝させられ、放射能による環境汚染がもたらされています。

TPNWの第6条・第7条では核兵器の「使用・実験の被害者」への援助と、「実験・使用に関係

する活動の結果汚染された」地域の環境回復が明記されています。そして、核兵器を使用・実験した締約国は、被害国に対して被害者支援・環境回復を目的とした援助を行う責任があると記載されています。私たちは、世界の核被害者の訴えを背景に、核軍縮条約に「被害者援助」が初めて明記されたことを評価します。そして、原子力エネルギーの基になるウラン採掘によって被ばくさせられてきた世界の先住民等を含む被害者が、TPNWによる援助の対象となるよう求めます。一方、TPNWは前文で、「核兵器の使用・実験」と同じく、多くの核被害をもたらしている核の「平和」利用については、締約国にその権利を認めています。しかし、私たちは、ウラン採掘被害を受けている先住民をはじめ、世界の全てのヒバクシャと連帯し、核絶対否定の立場を堅持し、核被害をもたらした国や軍需産業・原子力産業の責任を問い、核の軍事利用はもちろん、核の「平和」利用にも断固反対し続けます。

4. 原水禁運動の次世代継承

高校生平和大使の運動が始まって27年。高校生一万人署名活動とあわせて原水禁はその支援に取り組みながら、核廃絶・平和運動の「次世代継承」について検討を進めてきました。TPNWの締約国会議がこれまで二回ウィーンとニューヨークで開かれました。世界各国から平和を希求する多くの市民や団体が集まり、参加者の多くは20代30代です。原水禁運動の国際連帯においても、若い世代の活躍を促すことは必要不可欠です。高校生平和大使と高校生一万人署名活動を経験した大学生を中心に、新たな枠組みを検討しながら、若い世代が自分で取り組みたい課題を見つけ、具体的な行動を企画して実現することを支援していきます。若い世代のみなさんが、広い視野で社会に存在する課題について向き合っていくこと姿を見るにつけ、未来の社会への希望と現世代の責任を感じずにはいられません。原水禁世界大会を、その次世代が活躍し、継承する一つの場面として考えていきます。

気候変動問題の観点から、若者の運動への参加が増えています。「脱炭素電源」と称して原子力発電を進めようとする動きも強まる中で、福島事故の現実や2024年能登半島地震による教訓などを通して、原発の問題点を若者と共有し、核絶対否定の原水禁運動へのかかわりを強めていけるよう、働きかけていく必要があります。

5. まとめ

これらの課題に対して日本政府は、原水禁が最も大切にしてきた「命の尊厳」を軽んじる態度や政策に終始しています。被爆国日本が国際社会において果たすべき役割は、明確な核絶対否定であるはずで、特に、TPNWの重要な柱の一つとなっている核被害者・ヒバクシャの救済と支援においては、「被爆者援護法」を持つ日本が世界各国の先頭に立つことが求められています。いまだアメリカの「核の傘」による安全保障に依拠しようとする日本政府が「核保有国と非保有国の橋渡し役」などと主張しても、他国からの信頼が得られるとは到底考えられません。

アメリカによるビキニ環礁での水爆実験から70年。静岡の高校生とマーシャル諸島の若い世代の交流が続いています。原水禁はこれまで、マーシャル諸島や仏領ポリネシアの核実験被害者、アメリカのウラン採掘被害を受けた先住民、チェルノブイリ事故の被害者等の、世界の核被害者＝ヒバクシャとの交流を図ってきました。しばらくの間、感染症の流行等もあって途絶えがちになっていた現地交流の実施に向けても、今後検討を進めていきます。

このような情勢の中で迎える「被爆79周年原水爆禁止世界大会」は、日ごろから各地で原水禁運動にとりくむ多くの方が集い、ともに考え、今後のさらなる運動の進展に向けた大きな契機となることをめざします。世界のヒバクシャとつながりながら、核のない世界を希求し、各地での日常における原水禁運動にいかす大会としていしましょう。多くの市民の声が、必ず日本政府を、国際社会を動かします。